

# 千葉県報

定例  
令和5年3月17日

第13820号

千葉県報

令和5年3月17日(金曜日)

## 主要目次

○	令和三年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領	一
○	家畜の伝染病予防検査の実施	一
○	家畜の伝染病予防注射の実施	一
○	漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定	二
○	道路の供用開始(二件)	二
○	選挙管理委員会告示	二
○	千葉県選挙管理委員会等公告式規程の一部を改正する告示	三
○	公安委員会告示	三
○	警備員等の検定の実施(二件)	三
○	警備員検定合格者審査の実施	五
○	公告	三
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	六
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)	七
○	宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告	八
○	都市計画都市高速鉄道に関する千葉県都市計画公聴会の開催	八
○	都市計画道路の関係図書の縦覧	九
○	都市計画地区計画の関係図書の縦覧	九
○	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	九
○	特定調達公告	九
○	落札者等の公告(四件)	九

## 告

## 示

### 千葉県告示第七号

令和四年十二月定例県議会の議決を経た令和三年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を、その認定に関する議会の議決及び監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

令和五年三月十七日

一 決算の認定に関する議会の議決 認定

千葉県知事 熊谷 俊人

二 決算の要領及び監査委員の意見 別冊のとおり

### 千葉県告示第八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、牛及び水牛の流行性脳炎検査、ブルセラ症検査、結核検査、ヨーネ病検査、ブルータング検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、牛ウイルス性下痢検査、牛伝染性リンパ腫検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査、牛、水牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査、豚のオーエスキー病検査、豚繁殖・呼吸障害症候群検査及び豚流行性下痢検査、豚及びいのししの豚熱検査及びアフリカ豚熱検査、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「家さん」という。)の高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査、鶏のサルモネラ・プロラムによる家さんサルモネラ症検査及び鳥マイコプラズマ症検査並びに蜜蜂の腐蛆病検査を次のとおり実施する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 一 実施の目的

- 牛及び水牛のブルセラ症、結核、ヨーネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、牛、水牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢、豚及びいのししの豚熱、鶏の鳥マイコプラズマ症並びに蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため
- 牛及び水牛の流行性脳炎、ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱、豚及びいのししのアフリカ豚熱、家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに鶏のサルモネラ・プロラムによる家さんサルモネラ症の発生予防のため

#### 二 実施する区域

県内全域

#### 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 実施区域内で飼育している牛、水牛、めん羊、山羊、豚、いのしし又は蜜蜂で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 実施区域内で飼育している鶏で種卵採取を目的とするもの及び実施区域内で飼育している家さんで各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 実施区域内で死亡した牛又は水牛の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 実施区域内で月齢又は推定月齢が満十八日以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

#### 四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、各家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日

五 検査の方法

- 1 牛及び水牛のブルセラ症検査にあつては、血清学的検査（急速凝集反応法及び酵素免疫測定法）、剖検、病理組織検査、細菌検査、疫学的検査、臨床検査その他必要と認める検査
- 2 牛及び水牛の結核検査にあつては、ツベルクリン検査、剖検、病理組織検査、細菌検査、組織検体の遺伝子学的検査、疫学的検査、臨床検査その他必要と認める検査
- 3 牛及び水牛のヨーネ病検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、遺伝子学的検査、ヨーニン検査、血清学的検査（補体結合反応）、疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査
- 4 牛及び水牛の流行性脳炎検査、ブルータング検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アインウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査にあつては、血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
- 5 牛及び水牛の牛ウイルス性下痢検査にあつては、血清学的検査（酵素免疫測定法及び中和試験）、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 6 牛及び水牛の牛伝染性リンパ腫検査にあつては、疫学的検査、臨床検査、剖検、血液学的検査、血清学的検査（酵素免疫測定法）、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査及び病理組織検査
- 7 牛、水牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては、疫学的検査及び臨床検査
- 8 豚のオースキー病検査にあつては、血清学的検査（酵素免疫測定法、ラテックス凝集反応、中和試験及び抗体識別酵素免疫測定法）、疫学的検査及び臨床検査
- 9 豚の豚繁殖・呼吸障害症候群検査にあつては、血清学的検査（間接蛍光抗体法及び酵素免疫測定法）、疫学的検査及び臨床検査
- 10 豚の豚流行性下痢検査にあつては、血清学的検査（中和試験）、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 11 豚及びいのししの豚熱検査にあつては、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、血清学的検査（酵素免疫測定法及び中和試験）、血液学的検査及び臨床検査
- 12 豚及びいのししのアフリカ豚熱検査にあつては、遺伝子学的検査、血液学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 13 家きんの高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査にあつては、血清学的検査（酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応及び赤血球凝集抑制反応）、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 14 鶏のサルモネラ・プロローラムによる家きんサルモネラ症検査及び鳥マイコプラズマ症検査にあつては、血清学的検査（凝集反応）

15 蜜蜂の腐蛆病検査にあつては、細菌学的検査（細菌培養及び脱脂乳による試験）、遺伝子学的検査及び臨床検査（肉眼的検査）

16 牛及び水牛の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、酵素免疫測定法、ウエスタンプロット法及び免疫組織化学的検査

17 めん羊及び山羊の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、ウエスタンプロット法及び免疫組織化学的検査

千葉県告示第九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条第一項の規定により、豚及びいのししの豚熱の予防注射を次のとおり実施する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 実施の目的
- 二 豚熱の発生予防のため

実施する区域

県内全域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚及びいのししで、各家畜保健衛生所長が必要と認められたもの

実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、各家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日

注射の方法

皮下又は筋肉内注射

千葉県告示第一百十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第三項の規定により、次の加入区について同条第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和五年三月二十一日から発生する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

金田加入区

千葉県告示第一百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和五年三月十八日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和五年三月十七日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道谷原息栖東庄線	香取郡東庄町新宿字塔ノ下一、一〇四番二地先から一、一一〇番一地先まで

千葉県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和五年三月十八日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和五年三月十七日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
国道三百五十六号	香取郡東庄町新宿字野部一、一三四番二地先から字新田一、一三〇番一地先まで

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会等公告式規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第九号

千葉県選挙管理委員会等公告式規程の一部を改正する告示

千葉県選挙管理委員会等公告式規程（令和二年千葉県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

「県庁前」の下に「若しくは地域振興事務所」を加える。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第4号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。

令和5年3月17日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

1 検定に係る警備業務の種類及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務 1級

2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日

(1) 学科試験

令和5年6月20日（火曜日）午前10時から午後1時まで

(2) 実技試験

令和5年7月29日（土曜日）午前9時から午後1時まで

3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所

(1) 学科試験

千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階

(2) 実技試験

千葉市美浜区浜田2丁目1番 千葉運転免許センター

4 受検定員及び受検資格

(1) 受検定員

20人

(2) 受検資格

千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る警備業法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 千葉県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検申込手続等

(1) 受検申込手続

ア 申込方法

受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う

<p>申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受検申込票受付期間等 令和5年5月8日(月曜日)から12日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。</p> <p>(3) 検定申請手続等 ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 検定申請受付期間等 令和5年5月29日(月曜日)から6月2日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類 (ア) 住所地を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面) (イ) 4 (2) アに該当する者は、合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (ウ) 4 (2) イに該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し (エ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(4) 検定手数料等 ア 検定手数料 16,000円</p> <p>イ 納入方法 千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p> <p>6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p> <p><b>千葉県公安委員会告示第5号</b> 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。</p>	<p>令和5年3月17日 千葉県公安委員会委員長 羽田 明</p> <p>1 検定に係る警備業務の種別及び級 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第2号に規定する施設警備業務 2級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 (1) 学科試験 令和5年6月20日(火曜日)午前10時から午後1時まで (2) 実技試験 令和5年7月29日(土曜日)午後1時30分から午後5時まで なお、学科試験の合格者数により、令和5年8月5日(土曜日)午前9時から午後5時までとすることがある。</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 (1) 学科試験 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階 (2) 実技試験 千葉市美浜区浜田2丁目1番 千葉運転免許センター</p> <p>4 受検定員及び受検資格 (1) 受検定員 20人 (2) 受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検申込手続等 (1) 受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者(以下「受検希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地(受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受検申込票受付期間等 令和5年5月8日(月曜日)から12日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を</p>
---	--

受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。

なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。

(3) 検定申請手続等

ア 検定申請手続

受検者として決定された者は、規則別記様式第 1 号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 検定申請受付期間等

令和 5 年 5 月 2 9 日 (月曜日) から 6 月 2 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 4 時まで

ウ 添付書類

(ア) 住所地を疎明する書面 (千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面)

(イ) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3. 0 センチメートル、横の長さ 2. 4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 検定手数料等

ア 検定手数料

1 6, 0 0 0 円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。

なお、既納の検定手数料は、還付しない。

6 問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 0 4 3 ( 2 0 1 1 ) 0 1 1 0

千葉県公安委員会告示第 6 号

警備業法の一部を改正する法律 (平成 1 6 年法律第 5 0 号) 附則第 5 条に規定する審査を次のとおり実施する。

令和 5 年 3 月 1 7 日

千葉県公安委員長 羽 田 明

1 審査に係る警備業務の種類及び級

(1) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「規則」という。) 第 1 条第 1 号に規定する空港保安警備業務 1 級

(2) 規則第 1 条第 1 号に規定する空港保安警備業務 2 級

(3) 規則第 1 条第 2 号に規定する施設警備業務 1 級

(4) 規則第 1 条第 2 号に規定する施設警備業務 2 級

(5) 規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務 1 級

(6) 規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務 2 級

(7) 規則第 1 条第 5 号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

(8) 規則第 1 条第 5 号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

(9) 規則第 1 条第 6 号に規定する貴重品運搬警備業務 1 級

(1 0) 規則第 1 条第 6 号に規定する貴重品運搬警備業務 2 級

2 審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日

令和 5 年 6 月 2 0 日 (火曜日) 午後 1 時 3 0 分から午後 5 時まで

3 審査に係る学科試験及び実技試験の実施場所

千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンプライ ト 7 階

4 審査対象者及び審査定員

次のとおりとする。ただし、規則附則第 7 条第 2 項の規定に該当する者を除く。

(1) 1 (1) の審査対象者及び審査定員

規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。) 第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて同条第 2 項に規定する 1 級に係るものに合格した者 1 0 人

(2) 1 (2) の審査対象者及び審査定員

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に係るものに合格した者 1 0 人

(3) 1 (3) の審査対象者及び審査定員

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であつて同条第 2 項に規定する 1 級に係るものに合格した者 1 0 人

(4) 1 (4) の審査対象者及び審査定員

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であつて同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に係るものに合格した者 1 0 人

(5) 1 (5) の審査対象者及び審査定員

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて同条第 2 項に規定する 1 級に係るものに合格した者 1 0 人

(6) 1 (6) の審査対象者及び審査定員

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に係るものに合格した者 1 0 人

(7) 1 (7) の審査対象者及び審査定員

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて同条第 2 項に規定する 1 級に係るものに合格した者 1 0 人

(8) 1 (8) の審査対象者及び審査定員

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する

<p>検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人</p> <p>(9) 1 (9) の審査対象者及び審査定員 旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 10人</p> <p>(10) 1 (10) の審査対象者及び審査定員 旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人</p> <p>5 審査申込手続等</p> <p>(1) 審査を受ける資格</p> <p>ア 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>イ ア以外の者で千葉県公安委員会が交付した旧規則第8条の合格証を有するもの</p> <p>(2) 審査申込手続</p> <p>ア 申込方法</p> <p>審査を希望する者(以下「審査希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの審査申込票に必要事項を記入し、(1)アに該当する者にあつては住所地(審査希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、(1)イに該当する者にあつては千葉県内のいずれかの警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 審査申込票受付期間等 令和5年5月8日(月曜日)から12日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(3) 審査申請者決定通知 審査申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が審査の申請をできる者(以下「審査申請者」という。)を決定し、審査申込票を受理した警察署を経由して審査申請者決定通知を行う。</p> <p>なお、審査希望者が審査定員を超過した場合は、抽選により審査申請者を決定する。</p> <p>(4) 審査申請手続等</p> <p>ア 審査申請手続 審査申請者として決定された者は、審査申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに審査申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 審査申請受付期間等 令和5年5月29日(月曜日)から6月2日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p>	<p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 住所地を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面)</p> <p>(イ) 旧規則第8条の合格証の写し</p> <p>(ウ) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(5) 審査手数料等</p> <p>ア 審査手数料 4,700円</p> <p>イ 納入方法 千葉県収入証紙により、審査申請時に納入すること。 なお、既納の審査手数料は、還付しない。</p> <p>6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>	<p>公 告</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。</p> <p>その届出及び添付書類は、令和五年三月十七日から七月十八日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十七日から七月十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができるとする。</p> <p>令和五年三月十七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ベルク船橋藤原店 船橋市藤原五丁目三〇六番一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名</p> <p>イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠 埼玉県鶴ヶ島市脚折一、六四六番</p> <p>ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p>
--	--	--

<p>株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠 埼玉県鶴ヶ島市脚折一、六四六番</p> <p>3 大規模小売店舗の新設をする日 令和五年十月二十八日</p> <p>4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二、一六平方メートル</p> <p>5 駐車場の収容台数 九二台</p> <p>6 駐輪場の収容台数 一三八台</p> <p>7 荷さばき施設の面積 三六平方メートル</p> <p>8 廃棄物等の保管施設の容量 一一立方メートル</p> <p>9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午前零時 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで</p> <p>10 駐車場の自動車の出入口の数 二か所</p> <p>11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>12 届出年月日 令和五年二月二十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 しいの木台ショッピングプラザ 柏市しいの木台二丁目一二番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人 東京都新宿区西新宿六丁目八番一号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林昭次</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人</p> <p>5 変更年月日 令和四年十月三日</p> <p>二 届出年月日 令和四年十二月十六日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和五年三月十七日から七月十八日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十七日から七月十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年三月十七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテUNY市原店 市原市青柳北一丁目一番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成ほか</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成ほか  
 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号ほか

5 変更年月日

令和四年十一月二十一日ほか

二 届出年月日

令和四年十二月十四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年三月十七日から七月十八日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十七日から七月十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 イオンモール富津  
 富津市青木一丁目五番地三ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也  
 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美ほか  
 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美ほか  
 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか

5 変更年月日

令和四年十月一日ほか

二 届出年月日

令和四年十二月九日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び富津市建設経済部商工観光課

宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業者法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

その一

一 商号 有限会社C・S・O・21

二 事務所の所在地 千葉市中央区都町三丁目九番一号

三 代表者の氏名 平澤勝美

四 免許番号 千葉県知事（四）第一四六〇八号

五 免許年月日 平成三十年十月七日

その二

一 商号 OCEAN ROOM株式会社

二 事務所の所在地 神奈川県横浜市青葉区青葉台一丁目一番一号ドルフ青葉台三号棟二一三

三 代表者の氏名 末吉健多郎

四 免許番号 千葉県知事（一）第一七九〇六号

五 免許年月日 令和三年四月十三日

都市計画都市高速鉄道に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 開催の日時及び場所

1 日時

令和五年五月十三日 午前十時から

2 場所

船橋市役所六〇二会議室（船橋市湊町二丁目一〇番二五号）

作成しようとする都市計画の案の種類

船橋都市計画区域に係る都市計画法第十一条第一項第一号に規定する都市高速鉄道に関する都市計画（船橋都市計画都市高速鉄道第五号線に限る。）



三 作成しようとする都市計画の概要の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び船橋市建設局都市計画部都市計画課

2 縦覧期間

令和五年三月十七日から三十一日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、船橋市建設局都市計画部都市計画課（郵便番号二七三―八五〇―一 船橋市湊町二丁目一〇番二五号）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

令和五年三月三十一日

3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三）三三三六）及び船橋市建設局都市計画部都市計画課（電話〇四七（四三六）二五二四）

都市計画道路の関係図書の縦覧

令和五年三月十七日市川市の変更に係る市川都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和五年三月十七日印旛郡酒々井町の決定に係る佐倉都市計画地区計画東関東自動車道西側墨地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年三月十七日市原市の変更に係る市原都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和五年三月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものがある。

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年3月17日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項  
その1

①印旛沼流域下水道花見川終末処理場で使用する電力 予定使用電力量 37, 537, 000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和5年1月6日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉県中央区富士見二丁目9番5号 ⑤851, 903, 834円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号  
その2

①印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場で使用する電力 予定使用電力量 31, 946, 000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和5年1月6日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉県中央区富士見二丁目9番5号 ⑤735, 923, 804円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年3月17日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

(金曜日) 令和5年3月17日

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場で使用する電力 予定使用電力量 42,549,100キロワット時 ②千葉県手賀沼下水道事務所 柏市篠籠田130番 ③令和5年1月6日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉市中央区富士見二丁目9番5号 ⑤967,501,051円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年3月17日

千葉県江戸川下水道事務所長 藪谷直幸

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場で使用する電力 予定使用電力量 55,998,800キロワット時 ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目32番2号 ③令和5年2月6日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉市中央区富士見二丁目9番5号 ⑤1,293,048,445円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年3月17日

千葉県企業局柏井浄水場長 長谷川勝久

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①木下取水場沈砂池堆砂収集運搬業務委託 予定数量 1,900トン ②千葉県企業

監理 長谷川(長谷川) 一 監理 一 〇 田

発行者 千葉市中央区市場町一番一

千 葉 県

購読申込先

〇四三(一一三三)二六五八

第13820号